

高等教育無償化の新制度給付奨学金を予約されている方へ

<学校への提出書類>

全員提出するもの

- ◆ 授業料減免に係る申請書（ホームページ掲載）
- ◆ 現況届下書き用紙（ホームページ掲載）

該当者のみ提出するもの

- ① 自宅外通学の証明書（「賃貸借契約書」、「入寮許可書」等のコピー）と
ホームページ掲載の「給付奨学金『自宅外通学証明書』提出書」

※ 申込者（学生）が自宅外通学をしている場合のみ提出

- ② 在留資格及び在留期間が明記されている証明書と

ホームページ掲載の「給付奨学金『在留資格証明書類』提出書」

※ 申込者（学生）本人が国籍を「日本国以外」に変更した場合のみ提出

※ 現時点で皆さんの申込結果（採用・不採用）はわかっていませんので、申込をした人は全員、書類提出の準備をしてください。

<その他注意事項>

☆ 日本学生支援機構奨学金は学生本人が給付を受けており、学費・学生の生活費に使用するようにしてください。例年、奨学金貸与・給付者の学費未納が増加しています。学費未納の場合は、「除籍」になりますのでご注意ください。

☆ 日本学生支援機構奨学金は学業・人物が優秀な方に貸与・給付されており、留年した場合は奨学金の貸与・給付が「廃止」になります。また、在学中に問題を起こし学校処分を受けた場合も「廃止」となります。